

大安協発 第5-106号
令和5年12月26日

会員各位

一般社団法人 大阪府高压ガス安全協会
事務局

過積載運行撲滅へのご協力お願い（通知）

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般別紙の通り標記に関し、令和5年12月1日付 大運監第335号にて、近畿運輸局大阪運輸支局長よりの協力依頼の通知がありましたので、連絡いたします。

敬具

大運監第335号
令和5年12月1日

荷主団体及び荷主企業代表 殿

近畿運輸局大阪運輸支局長
(公印省略)

過積載運行撲滅へのご協力のお願い

謹啓、荷主団体及び各荷主企業の皆様におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、平素から国土交通行政に対して、深いご理解とご協力を賜り厚く御お礼を申し上げます。

さて、トラック運送事業は、国内貨物輸送の大半を占め、我が国の産業、経済の発展や国民生活に必要不可欠な事業として大きく貢献しているところです。

トラック運送事業は貨物自動車運送事業法において、「輸送の安全の確保が最も重要である」と規定されており、過積載運行の撲滅は輸送の安全を確保する上で必要不可欠であります。

過積載運行の撲滅には、トラック運送業界の取組みだけでなく荷主団体及び各荷主企業の皆様のご協力も必要となってまいります。

つきましては、荷主団体及び各荷主企業の皆様におかれましても、従前にも増して過積載運行の撲滅にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

荷主及び荷主団体各位

過積載防止対策懇談会

「過積載運行撲滅へのご協力のお願い」

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、トラック運送業界に対し格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、トラック運送事業は、国内貨物輸送の大半を占め、我が国の産業、経済の発展や国民生活に必要不可欠な事業として大きく貢献しているところです。

トラック運送業界も安全や環境面でより一層の取組を行い、努力を継続しているところあります。

一方、悪質な違反を原因とする交通事故がいまだに後を絶たず、「安全・安心」の確保に対する取組の強化がますます必要であります。トラック運送業界におきましても交通事故の防止と実効性のある安全対策の強化が大きな課題となっております。

とりわけ過積載運行は、車両に過大な負担をかけホイールボルトの折損や車輪の脱落にも繋がる要因とも言われており、制動力や操舵能力の低下から交通事故を起こす危険性が極めて高く、一度事故を惹起すると重大な事故となり、事故を惹起した事業者だけではなく、被害者をはじめとして発注者である荷主にも大きな影響を及ぼすことは明らかです。

過積載運行は、道路交通法等でも禁止されており、過積載となることを知りながら運送依頼をすると荷主の皆様にも刑事責任が課せられます。

さらに、貨物自動車運送事業法により、荷主の依頼で「過積載運行」が行われた場合は国土交通省が、当該荷主に対して違反行為の再発防止を図るための「荷主勧告」を行う制度もありトラック運送事業者に対しては、「事業許可の取消」を含む厳しい処分を行うこととしています。

また、重量を違法に超過した大型車両が道路橋の劣化に与える影響は多大であり、一部の違反車両が道路を劣化させる主要因となっていることから、国土交通省において違反車両の取締りや違反者への指導等の強化を進めていく方針となっています。

2024年度からトラック運転者の時間外労働に対する罰則付きの上限規制が適用され、2020年には、運転者の労働条件の改善、取引環境の適正化を図るため、「標準的な運賃」が告示されました。荷主企業の皆様におかれましては、事業に必要な物流を継続して確保するため、また、過積載運行を撲滅するため法令遵守に対する意識を醸成していただくことが重要であります。

このため、私ども過積載防止対策懇談会では、貴団体並びに各荷主の皆様に対しまして、過積載運行撲滅へのご理解、ご協力をお願いするものです。

別添のリーフレット「過積載撲滅にご理解とご協力を！」をご活用いただき、今後とも事故発生の防止とトラック運送事業の健全な発展のためご理解・ご協力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

過積載防止対策懇談会構成団体（順不同）

近畿経済産業局・大阪労働局・近畿地方整備局・近畿運輸局・大阪府・大阪市・大阪府警察本部・西日本高速道路㈱・阪神高速道路㈱・(一社) 大阪府トラック協会・大阪交通運輸産業労働組合協議会(全日本運輸産業労働組合大阪府連合会、全国交通運輸労働組合総連合関西地方総支部トラック部会、日本郵政グループ(JP労組)近畿郵便輸送支部、日本自動車運転士労働組合大阪支部、新運転関西職別労供労働組合、全日本建設運輸連帯労働組合近畿地方本部)・全日本港湾労働組合関西地方本部・大阪交通運輸労働組合共闘会議(全日本建設交運一般労働組合大阪府本部)

荷主の皆さんへ

トラックドライバーの働き方改革・法令遵守を進めるには荷主の理解と協力が不可欠です

トラック運送事業では、ドライバー不足が深刻化しており、我が国の国民生活や産業活動を支える物流機能が滞ることのないようにするためには、ドライバーの長時間労働の是正等の働き方改革を進め、コンプライアンスが確保できるようにする必要があります。

そのためには、荷主や配送先の都合による長時間の荷待ち時間や、ドライバーが労働時間のルールを遵守できないような運送の依頼等を発生させないことが重要であり、荷主の理解と協力が必要不可欠です。

※「荷主」には着荷主や元請事業者も含まれます。

① 荷主の配慮義務

- 荷主は、トラック運送事業者が法令を遵守して事業を遂行できるよう、必要な配慮をしなければならないこととする責務規定（裏面参照）

② 違反原因行為をしている疑いがある荷主に対して、国土交通大臣が働きかけ等を行います。（裏面参照）

- 國土交通大臣は、「違反原因行為」※（トラック運送事業者の法令違反の原因となるおそれのある行為）をしている疑いのある荷主に対して、関係省庁と連携して、トラック運送事業者のコンプライアンス確保には荷主の配慮が重要であることについて理解を求める「働きかけ」を行います。
- 荷主が違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由がある場合等には、「要請」や「勧告・公表」を行います。
- トラック運送事業者に対する荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合には、「公正取引委員会に通知」します。

違反原因行為を荷主がしている
疑いがあると認められる場合

働きかけ

荷主が違反原因行為をしていることを
疑う相当な理由がある場合

要請

要請してもなお改善
されない場合

勧告・公表

※ 違反原因行為の例



【参照条文】

○貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）

（荷主の責務）

第六十三条の二 荷主は、貨物自動車運送事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう、必要な配慮をしなければならない。

附 則

（違反原因行為への対処）

第一条の二 国土交通大臣は、当分の間、貨物自動車運送事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する原因となるおそれのある行為（以下この条において「違反原因行為」という。）を荷主がしている疑いがあると認めるときは、関係行政機関の長に対し、当該荷主に関する情報を探提供することができる。

- 2 國土交通大臣は、当分の間、前項の荷主に対し、貨物自動車運送事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう荷主が配慮することの重要性について理解を得るために必要な措置を講ずることができる。
- 3 國土交通大臣は、当分の間、荷主が違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、当該荷主に対し、違反原因行為をしないよう要請することができる。
- 4 國土交通大臣は、当分の間、前項の規定による要請を受けた荷主がなお違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、当該荷主に対し、違反原因行為をしないよう勧告することができる。ただし、第六十四条第一項の規定により勧告することができる場合は、この限りでない。
- 5 國土交通大臣は、前項の規定による勧告をしたときは、その旨を公表するものとする。
- 6 関係行政機関の長は、荷主による違反原因行為の効果的な防止を図るため、第二項から第四項までの規定の実施について、國土交通大臣に協力するものとする。
- 7 國土交通大臣は、第二項から第四項までの規定の実施に際し、貨物自動車運送事業者に対する荷主の行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二条第九項に規定する不公正な取引方法に該当すると疑うに足りる事実を把握したときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知するものとする。

過積載 にご理解とご協力を!!

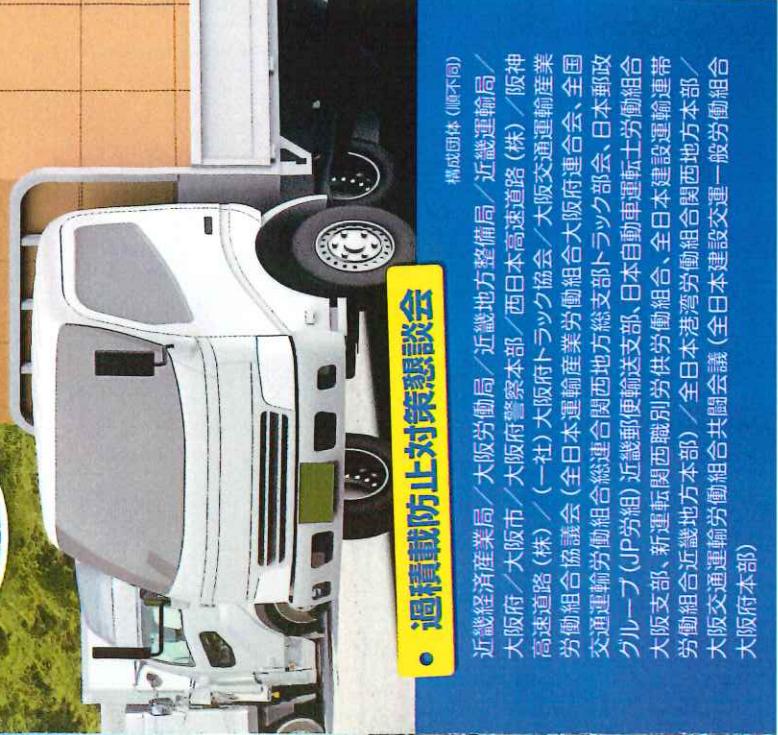


過積載運行は大きな社会問題です!

「過積載運行」「過労運転」は、輸送の確保、輸送秩序の確立を期するうえから、道路交通法、貨物自動車運送事業法等で禁止されています。しかし、「過積載運行」については依然として後を絶たず、大きな社会問題となっています。

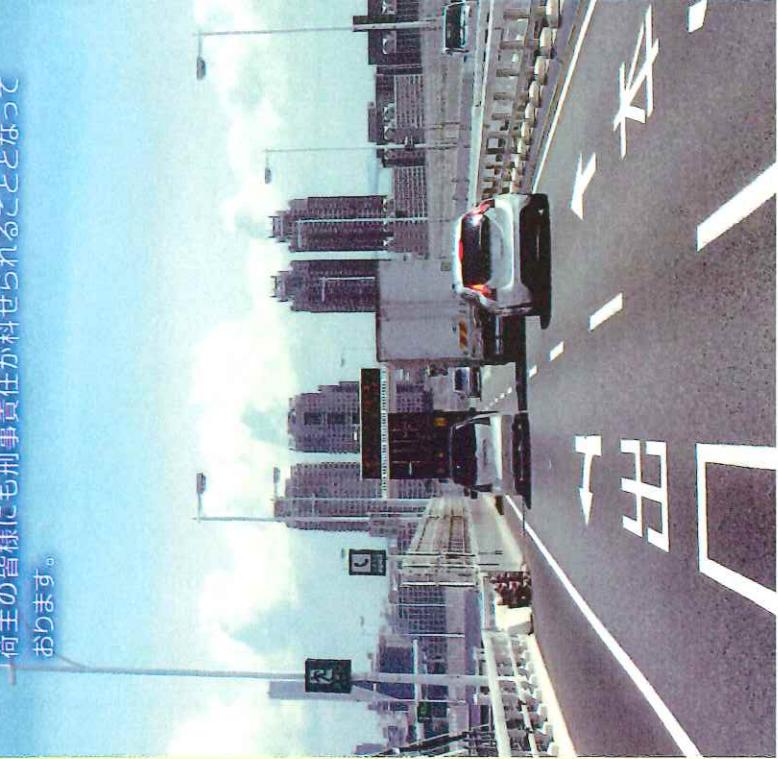
貨物を引き渡されるときは、過積載とならないようトラックの検査証に記載の最大積載量（特殊車両通行許可を受けている場合は、許可証に記載されている総重量）の遵守をお願いします。

過積載運行につきましては、道路交通法等で禁止され、過積載となることを知りながら貨物を受渡ししますと、荷主の皆様にも刑事責任が科せられることとなっています。



・過積載防止対策懇談会

構成団体（順不同）
近畿経済産業局／大阪労働局／近畿地方整備局／近畿運輸局／
大阪府／大阪市／大阪府警察本部／西日本高速道路（株）／阪神
高速道路（株）／（一社）大阪府トラック協会／大阪交通運輸産業
労働組合協議会（全日本運輸産業労働組合大阪府連合会／全国
交通運輸労働組合総連合関西地方總支部）／日本郵便輸送支部／日本自動車運輸士労働組合
グループ（JIP労組）／近畿郵便輸送支部／日本自動車運輸士労働組合
大阪支部／新幹線関西職別労働組合／全日本港湾労働組合
労働組合近畿地方本部／全日本建設労働組合共同会議（全日本建設運輸一般労働組合
大阪府本部）



・過積載運行を行うことのリスク



制動距離が長くなる！



衝撃力が増大する！

・事業用自動車の行政処分の例

車両使用停止

輸送の安全確保命令

特別監査実施

悪質違反

事業停止

事業許可取消し



罰則強化下命、容認違反は事業停止 7日間

荷主の
皆様へ…

貨物の適切な積載にご理解とご協力を!

車両総重量、軸重、許可証等の制限値を超える車両を運行することは、違法行為となります。
荷主企業が指示するなど主体的な関与が認められた場合、

「荷主勧告」が発動され、荷主名が公表されます。



・荷主勧告制度

車両の総重量、軸重、高さ、幅のいずれかが超過していた場合、車両制限令違反として超過した度合に応じて違反点数が付与されます。

平成29年4月1日から、高速道路会社において、車両制限令違反者への措置が厳しくなりました。

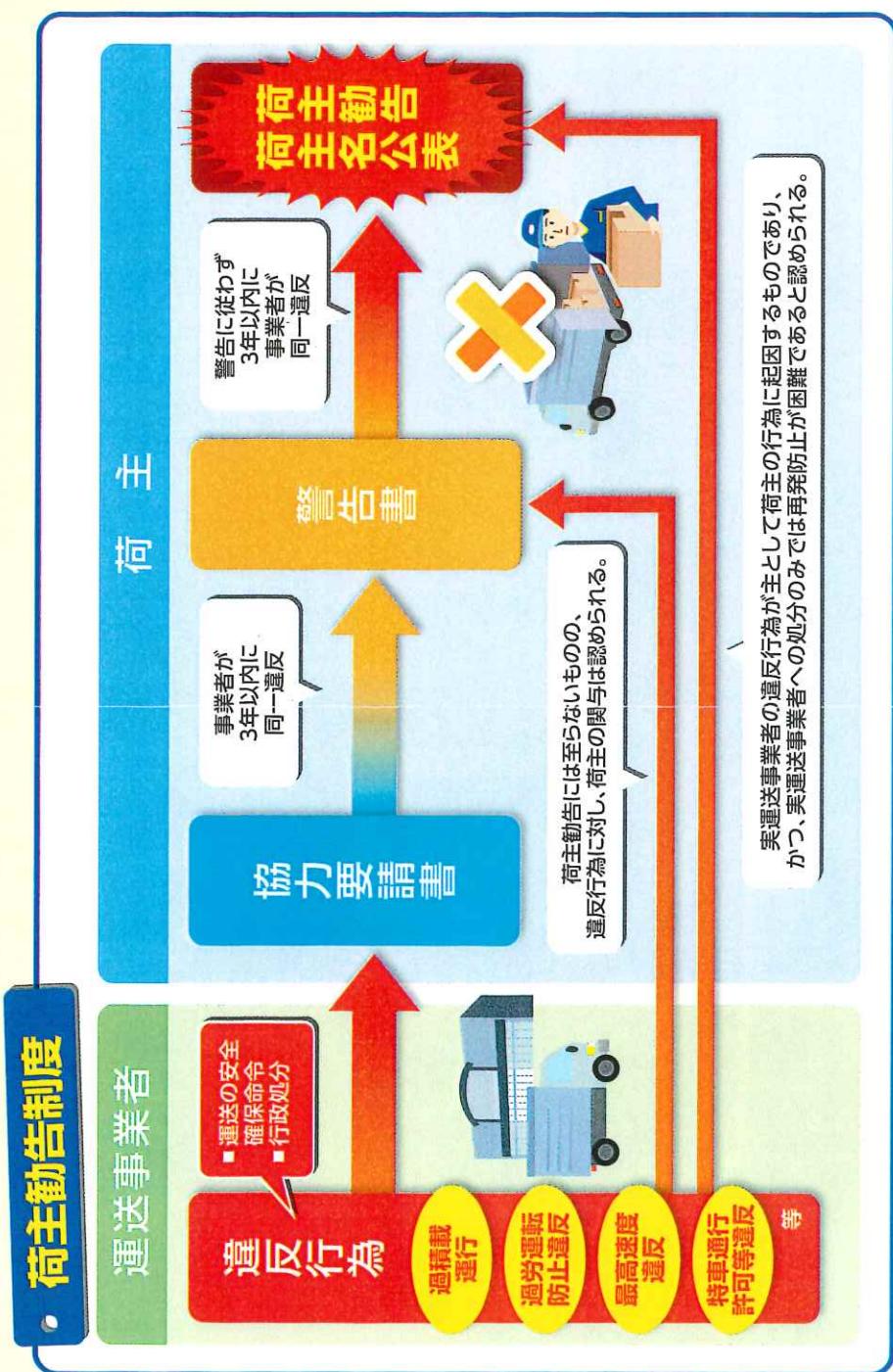
- ① 重量超過等に対する違反点数の付与
- ② 軸重超過に対する違反点数の設定
- ③ 違反点数の累積期間を2年間拡大 等

従来より違反点数が累積しやすい状況に

違反点数が累積すると、
高速道路料金の割引停止や
ETCコーポレートカードの利用停止の事態に

トラック運送事業の経営や
円滑な物流への影響が懸念されます

違反は未然に防ぐことができます



運賃・料金制度への
正しいご理解とご協力を!

各運送事業者が国土交通大臣に届出した運賃・料金を不当に低く抑えることは、結果として「過積載運行」を誘発することになり、ひいては重大事故に結びつくこともあります。また、トラック運送事業は、運送取引の公正化・利益保護の観点から独自禁止法に基づき、「特殊指定」を受けました。加えて、下請法が改正され、運送に関する役務提供委託において、下請代金の減額・買いたたき等についての禁止項目が示されました。違反されると同時に、運送事業者への処分が課せられます。